厚生労働大臣の定める掲示事項 (平成29年4月1日現在)

入院基本料について

当院は「一般病棟入院基本料(7対|入院基本料)」の届出を行っております。

Ш 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日 以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策,医療安全管理体制,栄 養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

地域医療支援病院について

当院は、地域における医療の確保のために必要な連携・支援に関する要件を満たし、平成 15 年 11 月 25 日付 けで山形県知事から「地域医療支援病院」の承認を受けております。

DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する"DPC対象病院"とな っております。※医療機関別係数 1.3807(基礎係数 1.0296+暫定調整係数 0.0255+機能評価係数 10.2475+ 機能評価係数Ⅱ0.0781)

入院時食事療養費について

入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の 管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。またあらかじめ定められた日 に、患者さまに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる 「選択メニュー」を実施して おります。

VI 当院では、東北厚生局長に次の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

■歯科外来診療環境体制加算 ■一般病棟入院基本料(7対1) ■総合入院体制加算3 ■超急性期脳卒中加算 ■診療録管理体制加算 2 ■医師事務作業補助体制加算 2(40 対 1) ■急性期看護補助体制加算(50 対 1) ■看護職員夜間配置加算(16 対 1) ■重症者等療養環境特別加算 ■無菌治療室管理加算 1 ■医療安全対策 加算 1 ■感染防止対策加算 1 ■患者サポート体制充実加算 ■褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ■ハイリスク妊娠管理 加算 ■バイリスク分娩管理加算 ■病棟薬剤業務実施加算 1 ■データ提出加算 ■退院支援加算 2 ■精神 疾患診療体制加算 ■ハイケアコニット入院医療管理料 1 ■小児入院医療管理料 4

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

■喘息治療管理料 ■糖尿病合併症管理料 ■がん性疼痛緩和指導管理料 ■がん患者指導管理料 1・2・3 ■糖尿病透析予防指導管理料 ■ニコチン依存症管理料 ■ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ) ■がん治療連携 計画策定料 ■肝炎インターフェロン治療計画料 ■薬剤管理指導料 ■医療機器安全管理料1・2 ■医療 機器安全管理料(歯科) ■歯科治療総合医療管理料(Ⅰ)(Ⅱ) ■持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコ ース測定 ■HPV 核酸検出 ■検体検査管理加算 (IV) ■時間内歩行試験 ■ヘッドアップティルト試験 ■神経学的検査 ■コンタクトレンズ検査料 1 ■小児食物アレルギー負荷検査 ■内服・点滴誘発試験 ■ C T 透視下気管支鏡検査加算 ■CT撮影及びMRI撮影 ■抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ■外来化学療法加算 1 ■無菌製剤処理料 ■脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) ■運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ■呼吸器 リハビリテーション料(Ⅰ) ■歯科口腔リル・リテーション料 2 ■エタノールの局所注入(甲状腺、副甲状腺に対するも の) ■透析液水質確保加算 2 ■下枝末梢動脈疾患指導管理加算 ■脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を 含む。)及び脳刺激装置交換術 ■脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 ■乳がんセンチネルリンパ 節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)■ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ■大動脈 バルーンパンピング法(IABP 法) ■体外衝撃波膵石破砕術 ■早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ■体外衝撃波 腎・尿管結石破砕術 ■医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 ■輸血管理料(Ⅱ) ■輸血 ■人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ■歯周組織再生誘導手術 ■麻酔管理料(|) ■放射線治療専任加算 ■外来放射線治療加算 ■高エネルギー放射線治療 ■ 1回線量増加加算 ■画像誘 導放射線治療加算 ■定位放射線治療 ■病理診断管理加算Ⅰ ■□腔病理診断管理加算Ⅰ ■クラウン・ブ リッジ維持管理料

VII 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用 日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳しくは別掲の料金表をご参照くださ UN.